

士別市立病院のあり方検討市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 士別市立病院の再整備基本方針策定に際し、市民参加により病院の将来に向けたあり方について検討するため、士別市立病院のあり方検討市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 士別市立病院の医療の現状と課題に関する事項
- (2) 士別市立病院のあり方と目指すべき方向性に関する事項
- (3) その他前号に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、公募による市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する職務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、士別市立病院経営管理部総務課において行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月17日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(その他)

- 3 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。
- 4 前項の会議において、委員長が決まるまでの間、会議の議長は市長が務める。